

広島県告示第五百十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成三十年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

二 作業期間

平成三十年七月一日から平成三十一年一月三十一日まで

三 作業地域

三次市、世羅郡世羅町